

基準適合事業主認定申請書

福井労働局長に変更してください。

申請年月日 令和4年5月30日

福井労働局長 殿

事業主の氏名又は名称 ○○株式会社

(法人の場合) 代表者の氏名 武生 太郎

主たる事業 製造業

住所 〒123-4567  
○○県○○市○○

電話番号 00(0000)0000

青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

直近過去3年間です。企業の事業年度で記載してください。  
※この場合の直近の事業年度(前事業年度)はR2.4.1-R3.3.31です。

1. 報告対象期間 平成・令和 30年 4月 1日から  
(直近3事業年度) 平成・令和 3年 3月31日まで

2. 常時雇用する労働者の数 55人

雇用形態は問いません。

3. 事業所一覧(※本社のほか、支店、支社等本社に属する全ての事業所を記載すること。)

事業所の名称	事業所所在地(住所)	労働保険番号	雇用保険適用事業所番号	事業所番号
○○株式会社	○○県○○市 ○○	00-0-00-000000-00	0000-000000-0	
○○株式会社 □支店	△△県△△市 1-1-1	00-0-00-000000-00		0000-000000-0

求人票に記載されているハローワークの事業所番号です。

4. 認定基準に関する状況

大卒・高卒（既卒3年可）・15～35歳の青少年（一般求人）であることを条件とした求人のことです。

正社員のことです。短時間正社員を含み常用型派遣労働者は除きます。

(1) 青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集の状況（通常の労働者として雇い入れることを目的とするものに限る。）

以下について、申請時点で行っているものに○を付すこと。

公共職業安定所への求人	公共職業安定所以外の職業紹介事業者への求人	自社で直接募集
○		○

学卒求人で採用した、既卒も方も含みます。

(2) 数値要件等に関する状況

① 新規学卒者等の定着状況

以下について記載すること。（ニ）については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) <u>直近3事業年度</u> の新規学卒者等の採用者数計	(ロ) (イ)のうち <u>直近の事業年度末時点</u> における在籍者数計	(ハ) 離職率 ( (イ-ロ) / イ )	(ニ) 直近3事業年度の新規学卒者等の採用実績がない
5人	5人	0%	

小数点第2位以下を切り捨てです。

※ (イ) 及び (ロ) で記載する数は、企業（法人）全体での数とする。

② その雇用する労働者の育成に関する方針並びにその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための計画の策定状況

以下について、提出する資料に○を付すこと。（どちらかの提出をお願いいたします。）

なお、職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画を提出する場合、人材育成方針及び教育訓練計画の記載を必須事項とする。

人材育成方針及び教育訓練計画報告書	職業能力開発促進法第11条第1項の事業内職業能力開発計画
○	

③ その雇用する労働者（通常の労働者（正社員）に限る。）の所定外労働時間等の状況  
以下について 直近の事業年度 の実績を記載すること。

月平均所定外労働時間	平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数
5.0時間	0人

④ その雇用する労働者（通常の労働者（正社員）に限る。）の有給休暇の取得の状況  
以下のいずれかについて 直近の事業年度 の実績を記載すること。

年平均取得率	年平均取得日数
80.5%	日

小数点第2位以下を切り捨てです。

- ⑤ その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況  
 以下について直近の3事業年度の実績を記載すること。(ハ)及び(ニ)については、該当する場合に○を付すこと。

(イ) 男性 育児休業等 取得者数	(ロ) 女性 育児休業等 取得率	(ハ) (イ) 及び (ロ) の実績が ない場合、育児 休業等制度が整 備されている	(ニ) 次世代育成支援対策推進法第 13 条 又は第 15 条の 2 の認定を受けている ※ 直近の認定取得年度を右欄に記載すること
2 人	1 0 0 %		

小数点第 2 位以下を切り捨てです。

子育てサポート企業として「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている場合は記入してください。

作成担当者 氏名	作成担当者所属先 (部署名)	作成担当者所属先 (住所)	作成担当者所属先 (電話番号)
武生 和子	総務部人事課	〇〇県〇〇市〇〇	00-0000-0000

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、本申請書を都道府県労働局長に提出する年月日を記載すること。
2. 「事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う事業主の氏名又は名称、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。事業主が法人の場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事業所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事業所の電話番号を記載すること。
3. 「1. 報告対象期間」欄は、本申請書の申請の日の属する事業年度の直近の3事業年度について、初日及び末日の年月日を記載すること。
4. 「2. 常時雇用する労働者の数」欄は、申請の日時点の常時雇用する労働者数を記載すること。なお、常時雇用する労働者とは、雇用契約の形態を問わず、期間の定めなく雇用されている者のほか、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含むものとする。
5. 「3. 事業書一覧」欄のうち、事業所番号（公共職業安定所に求人を出し提出する際に交付されている番号）欄については、労働者を直接募集している場合で事業所番号がないときは空欄とすること。
6. 「4.（1）青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集の状況（通常の労働者として雇い入れることを目的とするものに限る。）」欄は、申請の日時点において提出している青少年であることを条件とした求人の申込み及び労働者の募集の状況を記載すること。なお、通常の労働者とは、短時間正社員を含み、常用型派遣労働者を除くこと。  
対象となる求人の申込み又は労働者の募集は、以下のものであって、通常の労働者として雇い入れることを目的とするものをいうこと。
  - ・新規学卒者等であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集（卒業後少なくとも3年間応募可能なものに限る。）
  - ・15歳以上35歳未満の青少年であることを条件とした求人の申込み又は労働者の募集
7. 「4.（2）①新規学卒者等の定着状況」欄は、直近の3事業年度において採用した新規学卒者等（新規学卒者及び卒業者であって新規学卒者と同じ採用枠で採用したもの等、新規学卒者と同等の処遇を行う者をいい、通常の労働者として雇い入れた者に限る。）について記載すること。なお、（ハ）離職率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。
8. 「4.（2）③その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の所定外労働時間等の状況」の「月平均所定外労働時間」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。）1人当たりの1月当たりの平均所定外労働時間について記載すること。なお、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。  
「平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数」欄は、直近の事業年度における平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者の数を記載すること。
9. 「4.（2）④その雇用する労働者（通常の労働者に限る。）の有給休暇の取得の状況」欄は、直近の事業年度におけるその雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下9.において同じ。）の有給休暇（有給休暇に準ずる休暇として人材開発統括官が定めるものが与えられた場合にあっては、当該休暇を含む。以下9.において同じ。）の年平均取得率（その雇用する労働者に対して与えられた有給休暇の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合をいう。）又は年平均取得日数（その雇用する労働者1人当たりの取得した有給休暇の平均日数をいう。）について記載すること。なお、有給休暇に準ずる休暇として人材開発統括官が定めるものについては、その雇用する労働者1人当たり5日を上限として算入すること。また、年平均取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。
10. 「4.（2）⑤その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況」欄は、直近の3事業年度における育児休業等の取得実績を記載すること。なお、男性は取得人数を、女性は取得率（その雇用する女性労働者であって直近の3事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって直近の3事業年度において育児休業をしたものの数の割合をいう。）を記載することに注意すること。  
「育児休業等」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する原則として1歳未満の子を養育する労働者を対象とした育児休業、同法第23条第2項の規定による3歳未満の子を養育する労働者を対象とした休業及び同法第24条第1項の規定による小学校就学前の子を養育する労働者を対象とした休業をいうこと。  
なお、育児休業等取得率は、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

基準適合事業主認定申請書について

・添付資料として、若者を対象とした正社員求人又は募集が確認できる書面の写し(求人票等)と、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第9条第4項に関する情報が掲示されたホームページ等の写しの提出をお願いいたします。(求人票等)